

11. ロシア連邦憲法における立憲主義

11.1. 「第 1 章 憲法体制の諸原則」における人権

第 2 条	人、人の権利および自由は最高の価値である。人および国民の権利および自由の承認、遵守および保護は、国家の責務である。
第 3 条	
第 1 項	ロシア連邦の多民族的国民が、ロシア連邦における主権の担い手であり、権力の唯一の源泉である。
第 2 項	国民は、直接に、または国家権力機関および地方自治機関を通して、自らの権力を行使する。
第 3 項	国民投票および自由な選挙は、国民の権力の最高の直接的表現である。
第 4 項	何人も、ロシア連邦における権力を篡奪できない。権力の横奪もしくは権力の全権限の篡奪は連邦法に従って告発される。
第 15 条	
第 2 項	国家権力機関、地方自治機関、公務員、国民およびその団体は、ロシア連邦憲法および法律を遵守する義務がある。
第 4 項	一般的に認められた国際法の原則および規範、ならびにロシア連邦の国際条約は、ロシア連邦の法体系の構成部分である。法律で定められていたものとは異なる規則がロシア連邦の国際条約によって定められた場合、国際条約の規則が適用される。

第 15 条第 2 項は、憲法及び法律の遵守義務を、国家権力機関、地方自治機関、公務員以外に、国民にも求めている。この規定は、憲法は公権力の専横から国民を守るものである、という立憲主義の立場からすると、何ら公権力を持たない国民に憲法遵守義務を課している奇異な規定である¹。すなわち、この第 15 条第 2 項の規定は、ロシア連邦憲法が立憲主義の立場から見てきわめて不十分なものであることを示していると言える。

11.2. 「第 2 章 人および国民の権利および自由」における人権

第 17 条	
第 1 項	ロシア連邦においては、一般的に認められた国際法の原則および規範、ならびに本憲法に従って、人および国民の権利および自由が認められ、保障される。
第 2 項	人の基本的権利および自由は、奪うことはできないものであり、生まれながらにして各人に帰属しているものである。
第 45 条	
第 1 項	ロシア連邦における人および国民の権利および自由の国家的保護が保障される。
第 2 項	各人は、法律によって禁止されていないあらゆる手段によって自らの権利および自由を擁護することができる。

¹ ちなみに、日本国憲法における憲法遵守義務の規定は、第 99 条であり、そこには、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定められており、憲法の遵守義務は国民に課されていない。憲法は公権力の専横から国民を守るものである、という立憲主義の立場に立てば、この規定は当然のことである。そもそも、日本国憲法が国民に課している義務は、①「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」（第 26 条第 2 項）、②「勤労の義務」（第 27 条第 1 項）、③「納税の義務」（第 30 条）、の 3 項目に過ぎない。しかし、第 26 条第 1 項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定して、まずは、国民の「教育を受ける権利」について定めたあと、第 2 項において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」として、国民の「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務」を定めている。したがって、義務教育の「義務」とは、国民の「教育を受ける義務」ではなく、保護者の、その子女に「教育を受けさせる義務」である。さらに、第 2 項は、「義務教育は、これを無償とする」と定めており、国民は「その保護する子女に教育を受けさせる義務」を「無償」で果たすことができることになっている。このことは、逆に言えば、政府は国民に対して無償義務教育を実施する義務を負っていると考えることができる。また第 27 条第 1 項の「勤労の義務」については、条文は、「すべて国民は勤労の権利を有し、義務を負ふ」となっており、まず「勤労の権利」について定めたあと、「勤労の義務」について定めている。このことから、政府は国民に対して勤労の場（職場）を保障する義務を負っていると考えることができる。

第 46 条

第 1 項 各人は、裁判によるその権利および自由の保護が保障される。

第 2 項 国家権力機関、地方自治機関、社会団体および公務員の決定および行為（無作為）は、裁判所に異議を申し立てることができる。

第 3 項 各人は、すべての国内的な法的保護手段を利用しつづいた場合、ロシア連邦の国際条約に従って、人の権利および自由の保護に関して、国際機関にアペールすることができる。

第 55 条

第 1 項 ロシア連邦憲法における基本的な権利および自由のリストは、一般的に認められているその他の人および国民の権利および自由を否定または矮小化するものとして、解釈されてはならない。

第 2 項 ロシア連邦において、人および国民の権利および自由を取り消し、または矮小化する法律は、公布されてはならない。

第 3 項 人および国民の権利および自由は、憲法体制の原則、ならびに他人の人格的価値、健康、権利、合法的利益、を擁護し、国防および国家安全保障を保障するために必要な場合にのみ、連邦法によって制限される。

ロシア連邦憲法は、第 17 条第 2 項に見るように、近代憲法において一般的なものである自然権思想²を採用しており、その第 2 章において、法の下での平等、性別・人種・民族・言語・出自・地位・宗教等による差別の禁止、生存権、個人の尊厳、人身の自由・不可侵、プライバシーの権利、個人情報保護権、民族の選択権、母語の使用権、移動の自由、思想・信条の自由、言論の自由、結社の自由、集会の自由、政治参加の権利、請願権、経済活動の権利、私的所有権、労働権、争議権、休息の権利、母性・子どもの保護、社会保証兼、住宅権、健康権、環境権、教育権等の、基本的人権をほぼ網羅的に規定しており、それらの規定には、内容的に見て先進的なものも含んでいる。

第 45 条第 1 項は、「人および国民の権利および自由の国家的保護」を規定しているが、この規定は、第 80 条第 2 項の「ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法、ならびに人および国民の権利および自由の保証人である」との規定と相まって、国家または大統領が人権および自由を保障するという考え方を示しており、立憲主義の立場からすると、やや不十分な規定と考えることもできる。ただし、第 45 条第 1 項の規定は、人権および自由の擁護義務を国家に課したと解すれば、立憲主義の立場に合致したものとも考えることもできる。

第 46 条第 1 項および第 3 項は、裁判および国際機関に人権および自由の保護を訴えることができるとの規定であり、第 2 項は行政訴訟の権利を規定したものであり、立憲主義の立場から見ても重要である。

他方、第 55 条第 3 項は、人権および自由が制限される場合についての規定であり、第 56 条の非常事態の導入に関連する権利および自由の制限についての規定とともに、権利および自由の制限に関する規定となっている。

なお、ロシア連邦憲法における国民の義務規定は、「納税の義務」（第 57 条）、「自然および環境保護の義務」（第 58 条）、「祖国防衛の義務」（第 59 条）の 3 項目である。

11.3. 「第 4 章 ロシア連邦大統領」における人権

第 80 条

第 2 項 ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法、人および国民の権利および自由の保証人である。ロシア連邦大統領は、ロシア連邦憲法の定める手続きにより、ロシア連邦の主権、その独立および国家的一体性の保持に関する措置を講じ、国家権力諸機関の調和的な活動および協力を保証する。

11.2.において述べたように、第 80 条第 2 項は、人権や自由は大統領によって保証されるものであると規定しており、立憲主義の立場から見ると、かなり問題がある。なぜならば、人権や自由は、大統領によって保証されるものではなく、生まれながらにして人が持っているものであり、そのことは大統領によってではなく憲法によって保証されるものであり、大統領は公権力として憲法遵守義務を負うものだからである。

² すべて人は生まれながらにして、自由・平等で幸福を追求する権利をもつという思想。日本では、明治期に、「天賦人権」と訳されたことから、自然権思想を「天賦人権説」という場合もある。